

大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年11月25日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番36号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ本荘
秋田県由利本荘市石脇字田中7番地1 外
- (3) 変更しようとする事項
廃棄物等の保管施設の位置
- (4) 変更の年月日
令和6年11月21日
- (5) 変更する理由
店舗施設配置計画を見直したため

2 届出年月日

令和6年11月21日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課
- (2) 縦覧期間
令和6年11月25日から令和7年3月25日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由